

山口県報

平成25年
1月18日
(金曜日)

目次

- 規則
山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(厚政課)……………一
- 告示
保安林予定森林(美祢市)(森林整備課)……………一
保安林指定施設要件の変更(森林整備課)……………二
急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………三
道路の位置の指定(建築指導課)……………三
- 公告
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………三
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(四件)(県民生活課)……………四
- 教委公告
契約の締結……………五
- 選管告示
政治団体の収支に関する報告書の要旨に関する告示の一部訂正(三件)……………五
- 雑報
県報の正誤(平成二十四年九月四日山口県報ほか二件)……………八

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年一月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

山口県規則第一号

山口県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

山口県福祉のまちづくり条例施行規則(平成九年山口県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の表一の項第二号イ中「道路構造令第十一条第三項」を「道路の構造の技術的基準を定める規則(平成二十四年山口県規則第六十一号)第十条第三項」に改め、同号口中「道路構造令第十条の二第二項」を「道路の構造の技術的基準を定める規則第九条第二項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県告示第十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十五年一月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市秋芳町嘉万字丸山六二四、字平林六三五の一、六三八、東厚保町川東字下猿屋二二四八、一九七三、伊佐町伊佐字浴山一七六六(次の図に示す部分に限る。)、一七六七、字浅倉一八〇八、一八〇九の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

美祢市秋芳町嘉万字丸山六二四・字平林六三五の一・六三八・東厚保町川東字下猿屋二二四八・伊佐町伊佐字浴山一七六六(以上五筆について次の図に示す部

分に限る。)

- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所
美祢市東厚保町川東字上猿屋 二二二九、一二二〇の一、秋芳町嘉万字宮地 二二八〇の二〇、字魚切 二二八八の二

二 指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
美祢市東厚保町川東字上猿屋 二二二九・一二二〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十五年一月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林を指定する件(昭和六十一年農林水産省告示第千四百六十二号(二に係るものに限る。))、保安林の指定に関する告示(平成五年山口県告示第三百七十号)及び保安林の指定に関する告示(平成八年山口県告示第五百九十八号)に定めるところによる。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに美祢市建設経済部農林課及び山陽小野田市産業建設部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美祢市豊田前町嶽字上屋形 一三の三、一三の六から一三の八まで、一三の二、字蟹ヶ甲 一三の四、伊佐町堀越字南原 六七八、一四七二の一、字源六 八六八の一(次の図に示す部分に限る。)、八六八の二から八六八の一〇まで、八六八の一四、八六八の一六、八六八の一七(次の図に示す部分に限る。)、八六八の一八、八六八の一九、字大河内 九六六の一(次の図に示す部分に限る。)、九六六の二、九六六の二七、字井手ヶ迫 一五四二の一、一五七二、一五七三の一(次の図に示す部分に限る。)、一五七三の二、一五七三の三、字埴 一五四三、字南河内 一七〇五、一七〇六、一七二五、一七二六、字芹田 一七二五から一七二七まで、一八七二の一、一八八一、一八八四から一八八六まで、一八九九の二、西厚保町原字檉原 一八〇三の三

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

市 名	周 南 市	大 字 名	上 村	水 字	上 名	地 番	標 柱 番 号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二四〇七	一号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一五九の一	二号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一五八	三号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一五八	四号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四一	五号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	一四一	六号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	八八の一	七号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	八七の一	八号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二四二六の一	九号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二四三〇	十号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二四三一	十一号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二四一の一	十二号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二四一の三	十三号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二三八	十四号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	二四二の一	十五号

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第十四号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(平成十九年山口県告示第三百九十九号)の一部を次のように改正する。

平成二十五年一月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

水上(1)地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた区域

〃	〃	〃	二四二の一	十六号
---	---	---	-------	-----

山口県告示第十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
 その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十五年一月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市大字小野田字二ノ山四六五の一及び四六九の四	四・五~四・六	一一五・七	四八〇・二五
山陽小野田市南竜王町五五五二の九五五五六の一及び五五五二の九地先	四・〇~四・四	二七三・三	一、一四二・一七



(一九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十五年二月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月十八日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年十二月十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 下関子ども・子育てネット
 代表者の氏名 今村 方子
 主たる事務所の所在地 下関市大字町三丁目一〇番三〇号
 三 定款に記載された目的
 下関市及びその周辺地域の人々に対して、子育て環境の整備に関する事業を行い、地域社会における様々な機関が連携することでより良い子育て環境の仕組みを作り、地域全体で支援できる社会づくりに寄与すること。

(二〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年二月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月十八日
 山口県知事 山本 繁太郎
 一 申請のあった年月日
 平成二十四年十二月十九日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人徳山ボレプレくらぶ
 代表者の氏名 池田 光子
 主たる事務所の所在地 周南市城ヶ丘五丁目七番一八号

(二一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款は、平成二十五年二月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。
 平成二十五年一月十八日
 山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日
 平成二十四年十二月二十日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人総合格闘術吉田流平尾塾
 代表者の氏名 平尾富志男
 主たる事務所の所在地 下関市秋根新町七番二二号

(二二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款は、平成二十五年二月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年一月十八日
 山口県知事 山本 繁太郎
 一 申請のあった年月日
 平成二十四年十二月二十五日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人さわりハビリティーション研究会
 代表者の氏名 白澤 伸一
 主たる事務所の所在地 萩市大字椿東六〇五番地の一〇

(二三) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
 変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年二月二十五日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。
 平成二十五年一月十八日
 山口県知事 山本 繁太郎
 一 申請のあった年月日

「中村 正彦 小計」	萩市		60,000	萩
「中村 正彦 新谷 和彦 小計」	萩市 萩市		120,000 60,000 785,000 905,000	萩
「100,714 100,714」	萩	「62,657 62,657」		
「(ア) 組織活動費 (イ) 機関紙誌の発行事業費 a 機関紙誌の発行事業費 b 宣伝事業費 小計」			373,999 172,680 49,680 123,000 546,679 647,393	萩
「(ア) 組織活動費 (イ) 寄附・交付金 小計」			51,040 1,318,696 1,369,736 1,432,393	「改め、新谷和彦後援会」
「(ア) 個人からの寄附 a 個人からの寄附 小計」			471,045 470,115	「5,618,429 5,617,499」
「(イ) 個人からの寄附 a 個人からの寄附 b 政治団体からの寄附 小計」			1,235,000 4,362,384 5,597,384 5,597,384	萩
「寄附合計」			471,045	萩
「合計」			5,618,429	萩
「新谷 和彦 小計」	萩市		450,000	萩
「(イ) 新谷 和彦 新谷 和彦からの寄附 (寄附者の名称) 新谷 和彦からの寄附 自由民主党山口県萩市第一支部 小計」	萩市 萩市 萩市 萩市	(事務所の所在地)	1,235,000 1,318,696 3,043,688 4,362,384	萩
「(ア) 光熱水費 (イ) 備品・消耗品費 (イ) 事務所費 小計」			243,972 16,140 210,003 470,115 470,115	萩

「(ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (イ) 備品・消耗品費 (イ) 事務所費 小計」			1,570,000 243,972 477,474 618,233 2,909,679	萩
「(イ) 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 機関紙誌の発行事業費 a 機関紙誌の発行事業費 b その他の事業費 小計」			1,980,547 566,381 248,324 318,057 160,892 2,707,820 5,617,499	「改め」

山口県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により政治団体から提出された平成二十一年一月一日から同年十二月三十一日までの間に係る収支に関する報告書について、自由民主党山口県萩市第一支部、萩・阿武政経研究会及び新谷和彦後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、政治団体の収支に関する報告書の提出に関する告示（平成二十一年山口県選挙管理委員会告示第八十四号）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十五年一月十八日

山口県選挙管理委員会 中村 正昭

自由民主党山口県萩市第一支部に関する部分

「ア 経常経費 (ア) 備品・消耗品費 (イ) 事務所費 小計」			544,742 657,470 1,202,212	萩
「イ 政治活動費 (イ) 組織活動費 (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 a 機関紙誌の発行事業費 b 宣伝事業費 小計」			1,749,664 474,358 63,963 410,395 417,712 2,641,734	萩
「ア 政治活動費 (ア) 調査研究費 (イ) 寄附・交付金 小計」			101,220 3,742,726 3,843,946	「改め、萩・阿武政経研究
「(イ) 政治活動費 (イ) 調査研究費 (イ) 寄附・交付金 小計」			475,060 501,344	「1,393,602 1,419,886」

平成二十四年九月十一日山口県報

ク	四	ページ
下	上	段
一	左から 一七	行
(四三三・五)	(四三三・四)	誤
一般競争入札	土地改良区	
(四三三・五の七)	(四三三・五の六)	正
一般競争入札	土地改良区	

ク	一〇	ページ
下	上	段
一	一〇	行
(四三三・三)	(四三三・三)	誤
柳井都市計画下水道	特定非営利活動法人	
道	人	正
(四三三・五)	(四三三・四)	
柳井都市計画下水	特定非営利活動法	

平成
二十五年
二月十八日
印刷
発行

発行
行人所

山口
県
知事
庁